

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成24年度は、設備代替等へ合計21百万円の設備等支出を行いました。なお、平成24年度中に除却した設備等の合計は20百万円となっており、保養所の除却が主なものです。

2. 主要な設備の状況

平成24年度末における主要な設備の状況は以下のとおりです。

(単位: m²、百万円)

内容	所在地	土地		建物等	什器	合計
		面積	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格
本・支店等	沖縄県那覇市等	13,291	3,059	3,588	79	6,726

3. 設備の新設、除却等の計画

平成25年度の設備への支出計画は以下のとおりです。

(単位: 百万円)

対象	所在地	内容	支出予定額
本・支店等	沖縄県那覇市等	耐用年数経過固定資産更新等	11

(注) 平成25年度予算で計上しているものです。

第4 発行者の状況

1. 資本金の推移

当公庫の資本金の推移は以下のとおりです。

なお、公庫法第4条の規定により、当公庫の資本金は、その全額を国が出資しています。

(単位:百万円)

年 度	資 本 金	
	受入額	期末残高
平成 13年度	5,390	68,582
14年度	1,600	70,182
15年度	-	70,182
16年度	-	70,182
17年度	50	70,232
18年度	-	70,232
19年度	-	70,232
20年度	1,460	71,692
21年度	-	71,692
22年度	200	71,892
23年度	444	72,336
24年度	1,153	73,489

2. 役員の状況

(1) 役員の定員及び任期

公庫法第8条に基づく役員の定数及び同法第11条に基づく役員の任期は以下のとおりです。

役職	定数	任期
理事長	1人	4年(再任されることできる)
副理事長	1人	4年(再任されることできる)
理事	3人以内	2年(再任されることできる)
監事	1人	2年(再任されることできる)

(2) 役員の状況(平成25年5月20日現在)

役職名	氏名	略歴
理事長	譜久山 當則	昭和49年 3月 埼玉大学卒 平成15年 3月 当公庫融資第一部長 19年 4月 当公庫理事 21年 5月 当公庫副理事長 24年 7月 当公庫理事長
副理事長	竹林 義久	昭和51年 3月 九州大学卒 平成19年 1月 内閣府大臣官房審議官(国民生活局担当) 19年 7月 兼 同大臣官房審議官(男女共同参画局担当) 20年 7月 内閣府日本学術会議事務局長 22年11月 当公庫理事(役員出向) 24年 7月 当公庫副理事長(役員出向)
理事	有働 忠明	昭和57年 3月 東京大学卒 平成22年 7月 財務省福岡財務支局長 23年 7月 株式会社日本政策金融公庫特別参与 24年 7月 当公庫理事(役員出向)
	照屋 健	昭和52年 3月 琉球大学卒 平成24年 4月 当公庫融資第一部長 25年 4月 当公庫理事
	兼島 規	昭和51年 3月 神戸大学卒 平成21年 4月 沖縄県総務部長 24年 4月 沖縄県公営企業管理者(企業局長) 25年 4月 当公庫理事
監事 (非常勤)	勝野 堅介	昭和48年 3月 早稲田大学卒 平成16年 1月 内閣府賞勲局長 19年11月 (独) 沖縄科学技術研究基盤整備機構理事長補佐 21年 7月 (独) 沖縄科学技術研究基盤整備機構コンプライアンス オフィサー 21年 9月 (独) 沖縄科学技術研究基盤整備機構監事 25年 4月 当公庫監事

3. コーポレート・ガバナンスの状況

当公庫のガバナンス体制は、大きく(1)法に基づくもの、(2)内部管理から構成されています。

(1) 法に基づくもの(3. 事業の内容 (2)国との関係 本説明書11ページ参照)

当公庫の予算は国会の議決により承認されており、決算は会計検査院の検査を経て国会に提出されます。また、主務大臣(内閣総理大臣及び財務大臣)による監督・検査が行われるほか、平成15年度からは主務大臣からの委任に基づく金融庁検査も導入されています。さらに、閣議決定により設置されている沖縄振興開発金融公庫運営協議会の開催を通じて、当公庫の業務運営に地元沖縄県各界及び関係行政機関等の意向を反映させています。

(2) 内部管理

① 業務運営方針

当公庫では、県内の経済・金融環境と当年度の予算等を踏まえ、各年度において「業務運営方針」を策定し、業務の的確な執行に努めています。

② 役員会

役員会は、理事長、副理事長、理事及び監事をもって構成され、当公庫の経営及び業務運営に関する重要事項について審議を行っています。

③ 監事

監事は主務大臣により任命され、当公庫の業務を監査しており、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。

④ 検査役

内部監査部門として理事長又は副理事長の命を受け検査に関する事務その他特に命ぜられた事項を掌理する検査役を設置しており、内部監査の独立性を確保しています。

⑤ リスク管理体制

当公庫の業務上発生しうる様々なリスクを総合的かつ効果的に管理するため、統括機能を担う機関として統合リスク管理委員会を設置し、当公庫のリスク管理についての検討、審議を行っています。

当公庫の業務等に伴うリスクの詳細については、本説明書55～56ページをご参照ください。

⑥ コンプライアンス体制

コンプライアンスに関する組織的取組について基本事項を定めた「法令等の遵守に関する規程」を制定し、役員自ら率先して体制の整備に取り組んでいます。詳細については、本説明書53ページをご参照ください。